

軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	① 消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出力、揚程）、配管サイズおよび警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	① 消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	① ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出力、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ② 補助散水栓箱 → 2個以下で既設と同種類のものに限る。	① ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ② 補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	① ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出力、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド → 1の選択弁において2個以内 ② 手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	① ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出力、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド → 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ② 手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	① ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ② ノズル → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③ 移動式の消火設備 → 既設と同種類のもの → 同一室内に限る。 ④ 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 既設と同種類のもの → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ② ノズル → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③ 移動式の消火設備 → 同一室内に限る。 ④ 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	すべての構成部品 → 放射区画に変更のないものに限る。
自動火災報知設備	① 感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 ② 発信機、ベル、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一警戒区域内に限る。	① 感知器 → 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ② 発信機、ベル、表示灯 → 同一警戒区域内に限る。	① 感知器 → 10個以下 ② 受信機、中継器 → 7回線を越えるものを除く。 ③ 発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	① 検知器 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	① 検知器 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く。
避難器具 （金属製避難はしご （固定式ののものに限る。））（救助袋） （緩降機）	該当なし	① 本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方法に限る。	① 標識 ② 本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
漏電火災警報器	該当なし	① 受信機・変流器・音響装置同一警戒区域内に限る。	① すべての構成部品
非常警報設備	① 起動装置・音響装置・表示灯 → 既設と同種類のもの ② スピーカー → 10個以下	① 起動装置・音響装置・表示灯同一警戒区域内に限る。 ② スピーカー → 10個以下で放送区域の変更がない場合に限る。	① 起動装置・音響装置・表示灯 ② スピーカー → 10個以下 ③ その他の構成部品
避難器具（固定式金属製避難はしご、救助袋および緩降機を除く。）	該当なし	① 本体・取付金具 → 同一階で、設置時と同じ施工方法による移設に限る。	① 本体・取付金具設置時と同じ施工方法による取替えに限る ② その他の構成部品
誘導灯・誘導標識	① 本体・取付金具 → 5 個以下	① 本体・取付金具 → 5 個以下で、同一歩行距離内に限る。	① 本体・取付金具 → 5 個以下
消防用水	該当なし	該当なし	該当なし
排煙設備	① 起動装置・吸煙口・ダンパー → 既設と同種類のもので、同一室内に増設する場合に限る。	① 全ての構成部品 → 同一室内で、機器の機能等に影響を及ぼさないもの	① 全ての構成部品
連結散水設備	① ヘッド → 既設と同種類のもの5 個以下の増設で、散水障害がない場合に限る。	① ヘッド → 5 個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。	① 選択弁・送水口を除く構成部品
連結送水管	① 放水用器具格納箱 → 2 基以下	① 放水用器具格納箱 → 同一の警戒範囲内に限る	① 加圧送水装置・圧力調整弁・送水口を除く構成部品
非常コンセント設備	該当なし	① 保護箱 → 同一の警戒範囲内に限る	① 全ての構成部品
無線通信補助設備	該当なし	該当なし	該当なし

※消防法施行規則第 31 条の 3 第 4 項の規定による検査済証を交付しない場合に限り、着工届を要しないことができます。

※詳細については、管轄消防署と協議を行ってください。

「着工届・設計届の省略に伴う確認書」

消防用設備等の設置工事に関する消防法（以下「法」という。）に基づく消防用設備等着工届、または、湖南広域行政組合火災予防条例に基づく消防用設備等設計届が省略されたことについて、次のとおり確認します。

1 防火対象物について

- ☐ 当該消防用設備等の工事を行う防火対象物について、面積の増減および用途の変更はない。
- ☐ 当該消防用設備等の工事を行う防火対象物は、危険物施設に該当しない。

2 消防用設備等について

- ☐ 当該消防用設備等の工事は、法第17条の5の規定による消防設備士でなければ行っていない工事または整備である。
- ☐ 当該消防用設備等の工事は、（☐増設 ☐移設 ☐取替え）であり、軽微な工事に係る消防用設備等の届出等の取扱要領による軽微な工事の範囲に該当する。
- ☐ 当該消防用設備等に係る消防法施行規則（以下「規則」という。）第31条の3第4項の規定による検査済証の交付を必要としない。

3 着工・設計届の省略に係る措置について

- ☐ 当該消防用設備等の工事は、甲種消防設備士等が行っている。
- ☐ 当該消防用設備等の工事を行った者が工事の内容を記録することおよび次の図書等を受け取ることを確認している。
 - ☐ 消防用設備等試験結果報告書
 - ☐ 当該消防用設備等に関する図書
 - ☐ 平面図 ☐ 配管および配線の系統図
 - ☐ 現場の状況を補足する写真
 - ☐ 試験データ等
- ☐ 消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにする。